

# 令和 8 年度予算概算要求の概要 (こども性暴力防止法関係)

令和8年度概算要求額：31億円＋事項要求

〔 <情報処理業務庁費> 令和8年度概算要求額：27億円  
<児童対象性暴力等防止等業務委託費> 令和8年度概算要求額：3億円＋事項要求 〕

## 目的

- こども性暴力防止法の施行（施行期限：令和8年12月25日）に伴い、新たに発生する業務に対応するための執行体制を確保するとともに、対象事業者支援のための相談窓口を設置するほか、対象事業者・従事者、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けて本制度を周知広報する等により、本法を円滑に施行し、こどもを性暴力等から守るといふ社会全体の機運を醸成する。

## 内容

### （1）こども性暴力防止法の施行に必要な体制の確保

#### ① こども性暴力防止法関連システムの開発等 <令和8年度概算要求額：27億円>

令和7年度に引き続き、法の施行に必要なこども性暴力防止法関連システムの開発等を行う。

#### ② 犯罪事実確認、認定、監督等に係る業務委託（こども性暴力防止法施行業務委託事業） <令和8年度概算要求額：事項要求>

対象事業者への犯罪事実確認書の交付、認定、監督等の事務のうち、その一部を委託することにより執行体制を確立する。

### （2）こども性暴力防止法の円滑な施行のために必要な事業者支援（こども性暴力防止法事業者支援事業） <令和8年度概算要求額：3億円の内数>

対象事業者が

- ・ 児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置を講じる際の弁護士への相談
- ・ 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置する。

### （3）こども性暴力防止法の周知等

#### ① 法制度周知や認定取得の促進のための広報啓発（こども性暴力防止法広報啓発事業） <令和8年度概算要求額：3億円の内数>

対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行うとともに、制度の理解や認定取得を進めるためのイベント・全国各地での説明会を開催する。

#### ② こどもの性被害防止に係る諸課題に関する調査研究の実施 <令和8年度概算要求額：3億円の内数>

こども性暴力防止法成立時の附帯決議に掲げられている検討課題や、施行準備に当たって生じた諸課題に関する調査研究を実施する。

※ 上記のほか、本庁において業務体制を確保するための行政経費を要求。

<情報処理業務庁費> 令和8年度概算要求額：27億円

## 事業の目的

- こども性暴力防止法の施行（施行期限：令和8年12月25日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うため、本制度の施行に必要な関連システムの開発等を、令和7年度に引き続いて行う。

## 事業の概要

- 本法においては、
  - ・ 対象事業者（学校設置者等・認定事業者等）からの犯罪事実確認書の交付申請
  - ・ 民間教育保育等事業者からの認定申請
  - ・ 対象事業者からの定期報告等に対して、行政が認定・交付・監督を行うこととなる。
- このため、事業者、行政等においては膨大な事務作業が生ずることとなる一方、こどもの安全確保の仕組みであることや犯罪歴の有無等の極めて機微な情報を取り扱うことから、これを誤りなく正確に処理することが必要となる。また、事業者は犯罪事実確認を行うまでは従事者を対象業務に従事させることができなくなるため、必要な事務を円滑・迅速に処理することも必要であり、これらに対応するための、必要な情報システムの設計・開発を行う。

## 実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

〈児童対象性暴力等防止等業務委託費〉令和8年度概算要求額：事項要求

## 事業の目的

○ こども性暴力防止法の施行に伴い必要となる犯罪事実確認書の交付業務、認定業務、監督業務及びこれらに付随する照会対応業務のうち、公権力の行使に当たらない定型業務として整理できる業務について、外部の事業者へ委託することにより、円滑な執行体制を確立することを目的とする。

## 事業の概要

### **(1) 犯罪事実確認書の交付業務**

法に基づく犯罪事実確認書の交付に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類等の確認、こども性暴力防止法関連システムへの必要事項の情報入力などの業務を行う。

### **(2) 認定業務**

法に基づく認定等に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類の審査、認定事業者等の登録情報の変更・廃止に関する届出の確認などの業務を行う。

### **(3) 監督業務**

法に基づく監督等に関する業務のうち、監督等に必要となる対象事業者からの報告事項の確認や調整などの業務を行う。

### **(4) 照会対応業務**

(1)～(3)に関する手続に加え、法に基づく各種措置等に関する照会対応業務を行う。

## 実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

〈児童対象性暴力等防止等業務委託費〉令和8年度概算要求額：3億円の内数

## 事業の目的

こども性暴力防止法の対象事業者が、

- ① 事業者内で児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置等を講じる際の弁護士への相談
  - ② 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談
- を行うための相談窓口を設置し、対象事業者の支援を行う。

## 事業の概要

こども性暴力防止法の対象事業者が、法で義務付けられた安全確保措置や情報管理措置を講じるに当たっての相談窓口を設置し、相談内容を踏まえた専門的な相談先につなぐ。

### ① 安全確保措置に係る支援

対象事業者が、

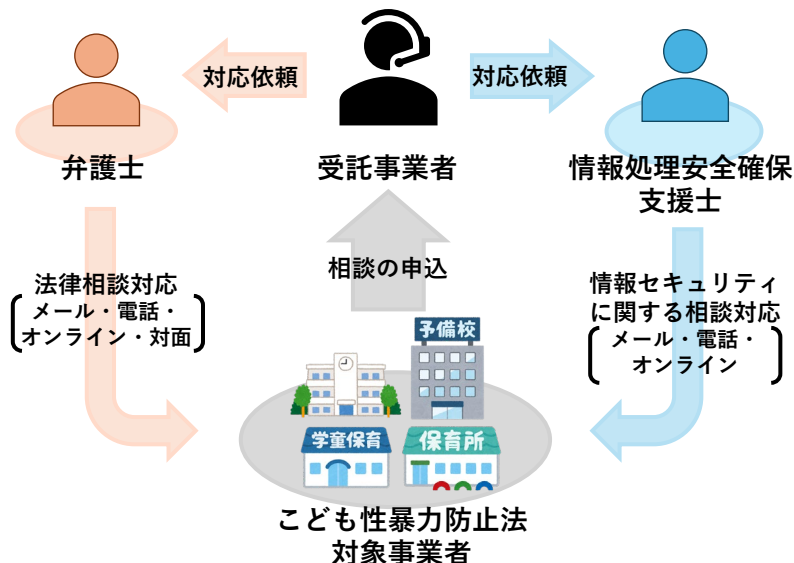
- ・ 事業者内で児童対象性暴力等が生じた際、こどもへの聴き取りや事実認定、証拠保全などを行う場合
  - ・ 児童対象性暴力等のおそれがあると認める従事者に対して、配置転換等の雇用管理上の措置を講じる場合
- 等について、弁護士への相談窓口を設置する。

※対象は顧問弁護士のいない小規模事業者等に限定

### ② 情報管理措置に係る支援

対象事業者が、犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行うに当たって、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士への相談窓口を設置する。

## 相談スキーム（イメージ）



## 実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

〈児童対象性暴力等防止等業務委託費〉令和8年度概算要求額：3億円の内数

## 事業の目的

こども性暴力防止法の円滑かつ確実な施行、また事業者の認定取得促進のため、対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行い、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

## 事業の概要

### (1) 周知広報の実施

ポスター、リーフレット等の作成・配布や、様々な広告媒体を活用した広報を展開することにより、対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた制度の周知を行う。



#### 〈広報内容〉

- ポスター、リーフレット等の作成・配布
- 新聞広告、インターネット広告、交通広告 等

### (2) イベント・説明会の開催

- ① 国民全体に対して、法の施行を周知するとともに、制度理解を深めてもらうため、こども性暴力防止法の施行に合わせた広報イベントを開催する。
- ② 対象事業者に対して、法により義務付けられた措置等への理解を深めてもらうとともに、事業者の認定取得を促進するため、全国での説明会を開催する。



## 実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

## ○ こども家庭庁所管施設等における性被害防止関係予算

こども家庭庁所管の施設等における性被害防止対策のため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサー等の設備の購入等に要する経費を補助する。

### ◆ 保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（安全対策事業）） <令和8年度概算要求額：555億円の内数>

【対象施設等】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

（令和8年度概算要求において対象の追加を要求している施設）

乳児等通園支援事業所（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業所、病児保育事業所、居宅訪問型保育事業所（認可・認可外）

### ◆ 子ども・子育て支援交付金（放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援） <令和8年度概算要求額：2,061億円の内数+事項要求>

【対象施設等】

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童育成支援拠点事業所等

### ◆ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業） <令和8年度概算要求額：236億円の内数>

【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

### ◆ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児安全安心対策事業） <令和8年度概算要求額：236億円の内数>

【対象施設】

障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所